

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」変更案に関する意見

日本生活協同組合連合会

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」は消費者教育推進法第9条の規定に基づいて定められ、都道府県や市町村の消費者教育推進基本計画の基本となる重要な方針です。その重要性に鑑みたとき、今回の変更案は、消費者教育推進会議での検討や消費者委員会の意見を踏まえて取りまとめられたものであるとは思いますが、大きな問題があります。

まず、「消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であること」を基本方針のわかりやすい部分に明記していないことです。次に、現基本方針にある「国からの必要な財政上の措置等」が項目として削除されるなど、国の役割に関する記述が現基本方針と比べて後退している点です。さらに、インターネット利用の拡大に伴う情報リテラシー向上の必要性、電力・都市ガスの小売全面自由化、持続可能な開発目標（SDGs）における消費者の役割、エシカル消費といった新たな社会情勢を反映した課題について、その記述が一面的であったり、消費者教育の具体的な課題として踏み込んだ記述になっていないことも指摘できます。

以上を前提として、具体的な各方針に対する意見を申し述べます。

1. 消費者の権利としての消費者教育：基本方針の冒頭「消費者教育の意義」にも記述を追加してください（I 2 関連）

消費者教育の機会の提供は、消費者教育推進法第1条に「消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ」と明記される通り消費者の権利であり、変更案ではⅢ 2 に消費者基本法第7条にある消費者自らの自主的・合理的行動（知識習得や情報収集）努力との関係で記述があります。

しかし、消費者への必要な情報および教育の機会の提供が消費者の権利であることは消費者基本法第2条にも「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進は、（中略）消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され（中略）ることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない」と謳われており、消費者教育を推進する意義の大前提となる重要事項だと考えます。

基本方針の冒頭、即ち「消費者教育の意義」の項に、消費者の権利としての消費者教育について（消費者の努力義務との関連だけではなく）単独で明記してください。

2. 消費者団体の育成支援：都道府県による広域的観点からの支援の一例として追記し、国からの必要な財政上の措置も着実に実施してください（II 2 関連）

変更案「地方公共団体と消費者団体、事業者・事業者団体との連携」には、地域の消費者団体の育成支援の重要性について記述があります。また、「国と地方公共団体の役割と連携・協働」には、都道府県による広域的観点での市町村の取り組み支援や格差の是正について記述があります。「市町村の規模は様々であり、全ての市町村が効率的かつ効果的に実施できるとは限らない」ことは変更案に明記されている通りで

す。地域の消費者団体の育成支援について、都道府県による広域的観点での支援の対象として記載してください。

また、現基本方針にある「国からの必要な財政上の措置等」が、変更案には項目としてありません。「政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない」と消費者教育推進法第8条に明記されていることから、市町村や都道府県への財政支援を自主財源化と併行して今後も着実に実施してください。

3. インターネット利用の拡大に伴う情報リテラシー向上の必要性：消費者が「被害者とならないための学び」「国や事業者の役割」などの視点で記述を追加してください（I 1 および III 2 関連）

変更案「消費者事故・トラブルの状況」や「消費者教育の人材の育成・活用（消費者）」には、情報リテラシーの向上についての記述が追加されています。それは、消費者が加害者となる場合も含めての記述であり、消費者委員会が意見（2017年11月8日）の中で述べた「加害者にならないための学びの重要性」を反映させたものと考えます。しかしこれだけでは、一面的な側面を強調しすぎています。

高度情報通信社会の進展に伴って消費者教育の重要な課題となるのは、むしろ電子商取引において国際的に刻々と発生、変化し、消費者の権利を脅かす諸問題です。国際消費者機構が全世界の消費者に参加を毎年呼びかけている「世界消費者権利の日」（3月15日）のテーマが、2018年は「デジタル市場をより公正に」とされていることはその証左です。インターネット利用の拡大に伴う情報リテラシー向上の必要性については、消費者が「加害者とならないための学び」という視点だけでなく、「被害者とならないための学び」や「適切な個人情報保護を求めるための学び」、それらを担保するための「国や事業者の役割」について記述を追加してください。

4. 家庭用エネルギーの小売全面自由化：自由化に伴う負の側面（懸念）と消費者教育の必要性を追記してください（I 1 および I 2 関連）

変更案「社会経済情勢」には、電力・都市ガスの小売全面自由化についての記述が加えられましたが、規制されていた社会インフラに関わる産業の自由化が「消費者の選択肢を増や」し、「消費者にはメリットとなるもの」という側面からの記述しかありません。私どもが実施した「わが家の電気・ガス料金しらべ」調査（2017年8月分）では、電力・都市ガスともに切り替え経験・予定には地域間で差があること、都市ガス自由化の認知度は約7割で変化がなく（すでに自由市場である）LPガス市場の認知度は約4割に留まっていること、などの結果が得られています。新規参入が少ない（または無い）地域や自由化の認知度が低い場合においては、一部残された規制料金（経過措置料金）が今後解除されるに伴い「規制なき値上げ」の自由が認められかねないという家庭用エネルギー自由化の負の側面（懸念）も、「社会経済情勢」の項に併記してください。

また、公共市場が自由化された家庭用エネルギー市場で、消費者が自ら選択する権利を行使できるような情報提供・消費者教育についても、消費者学習の重要項目として「消費者市民社会の意義」の項に追記してください。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）への理解促進：消費者学習の重要課題としても「消費者市民社会の意義」に記述を追加すべきではないでしょうか〈I 2 関連〉

変更案では、現基本方針「消費者市民社会の意義」にある「消費者学習の国民的な運動の展開」が削除されています。国民的運動の取り組みが5年間でどのように進んだのか、課題がどこにあるのかを明らかにしてください。

また、今日的な情勢からは「国は、より多くの人々が持続可能な開発目標（SDGs）に関する情報を得、また主体的・能動的に学ぶことができるよう支援を行う」などの表現で、持続可能な開発目標（SDGs）への理解促進を消費者学習の一つの重要課題として「消費者市民社会の意義」の項に追記すべきではないでしょうか。

6. エシカル消費：「環境教育と消費者教育との連携推進」にあたっての共通テーマとしても記述を追加してください〈II 3 関連〉

エシカル消費については、変更案「消費者教育の体系的推進のための取組の方向」に記述がありますが、「環境教育と消費者教育との連携推進」の項には記載がありません。消費者市民社会構築に向けた国からの情報提供の一素材という視点だけでなく、環境教育と消費者教育との連携にあたっての重要な共通テーマとしても、「例えば倫理的消費（エシカル消費）といったテーマで連携をはかることで消費者教育の効果も高まる」などの表現で、エシカル消費に関する記述をII 3に入れてください。

7. 福祉関係部局等との連携促進：「各主体の役割と連携・協働」の項にも記述を追加してください〈II 2 関連〉

消費者行政部局と福祉関係部局、地域包括支援センター等との連携を促進することの必要性については、変更案「高齢者・障害者等への見守りと消費者教育」に記載があります。消費者の特性によって消費者問題が深刻化する場合もあり「脆弱な消費者」への配慮が求められることは変更案に記されている通りであり、消費生活相談でも65歳以上の割合が3割近くを占める傾向に変わりがないなど、高齢者の消費者被害の防止は喫緊の課題です。「各主体の役割と連携・協働」の項に（教育行政との緊密な連携・協働に加えて）福祉関係部局、地域包括支援センター等との連携促進に関する記述を入れてください。

8. 税・社会保障制度への理解：前提事項として「金融経済教育」の項に記述を追加してください〈II 3 関連〉

変更案「他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携促進」には、金融経済教育について記述があります。全国の生協ではライフプラン・アドバイザーを養成し、ライフプランニング活動を積極的に展開しており、この記載については適切であると評価します。ただし、個別金融商品の適切な利用選択に必要な知識などを習得し金融リテラシーを向上させる前提として、税制や活用可能な社会保障制度について消費者が理解しておくこと、そのために国もより積極的にわかりやすい情報提供に努めることが必要であると考えます。このことを、「金融経済教育」の項に追記してください。

9. 消費者団体訴訟制度、適格消費者団体・特定適格消費者団体への理解・周知の増進：基本方針の変更後は、国としての役割を果たし、施策を着実に実行してください〈III 2 およびIV 4 関連〉

変更案「消費者教育の人材の育成・活用（消費者団体・NPO等）」と「関連する

他の消費者施策との連携（苦情処理・紛争解決の促進）」には、消費者団体訴訟制度などへの理解・周知の増進についての記述が加えられました。消費者団体訴訟制度、適格消費者団体・特定適格消費者団体への理解・周知の増進について国も役割を果たし、施策を着実に実行してください。

10. 食品中の放射性物質に関する消費者理解の深化：ひき続き、国としての役割を果たし、施策を着実に実行してください（I 1 およびIV 1 関連）

変更案「消費者を取り巻く現状と課題（大震災の経験）」および「関連する他の消費者施策との連携（消費者の安全・安心の確保）」には、食品中の放射性物質に関する消費者の理解を深めることは、福島県に限らず、風評被害の防止という観点からも喫緊の課題であるとの記述があります。貴庁が実施している「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の結果は、食品と放射能に関して、消費者の関心の低下や消費者の知識・理解度の固定化を示唆しているとのことですので、食品中の放射性物質に関する消費者理解の深化に向けて国としての役割を今後も果たし、施策を着実に実行してください。

以上